**平成２３年（フ）第１２４号**
栃木県足利市大月町717番地２
債務者　香山　宏之
1　決定年月日時　平成23年10月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月８日まで
5　免責審尋期日　平成23年11月４日午前11時30分
宇都宮地方裁判所足利支部

**平成２３年（フ）第４７２号**
静岡県浜松市南区白羽町2700番地の13　中田島団地Ｃ30―501
債務者　松室　志乃
1　決定年月日時　平成23年10月18日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月９日まで
5　免責審尋期日　平成23年12月９日午前10時30分
静岡地方裁判所浜松支部破産係

**平成２３年（フ）第５１７号**
静岡県浜松市中区上島６丁目28番201号　雇用促進住宅
債務者　田中　源蔵
1　決定年月日時　平成23年10月18日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月９日まで
5　免責審尋期日　平成23年12月９日午前10時30分
静岡地方裁判所浜松支部破産係

**平成２３年（フ）第６４６５号**
大阪市大正区千島１丁目６番５号石川屋ビル303号
債務者　那須　賢子
1　決定年月日時　平成23年10月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月９日まで
5　免責審尋期日　平成23年12月13日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

**平成２３年（フ）第６８８７号**
大阪府東大阪市永和２丁目６番７号　扇園、前住所広島県福山市神辺町字下御領1268番地６
債務者　小川　順士
1　決定年月日時　平成23年10月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月９日まで
5　免責審尋期日　平成23年12月13日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

**平成２３年（フ）第６９３０号**
大阪市住吉区長居東３丁目４番21―605号
債務者　内藤　博美（旧姓阪口）
1　決定年月日時　平成23年10月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月９日まで
5　免責審尋期日　平成23年12月13日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

**平成２３年（フ）第６９９５号**
大阪市西成区萩之茶屋１丁目９番14号　大阪自彊館三徳寮
債務者　北野　泰志
1　決定年月日時　平成23年10月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月９日まで
5　免責審尋期日　平成23年12月13日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

**平成２３年（フ）第２６１号**
北海道白糠郡白糠町東１条北７丁目５番地６
債務者　徹邊　渚子
1　決定年月日時　平成23年10月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月12日まで
5　免責審尋期日　平成23年12月14日午前９時30分
釧路地方裁判所

**平成２３年（フ）第２７０号**
釧路市昭和北３丁目13番17号
債務者　末尾　幸美
1　決定年月日時　平成23年10月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月12日まで
5　免責審尋期日　平成23年12月14日午前９時30分
釧路地方裁判所

**平成２３年（フ）第２７３号**
釧路市川端町４番29号　斉藤マンション
債務者　佐々木こずえ
1　決定年月日時　平成23年10月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月12日まで
5　免責審尋期日　平成23年12月14日午前９時30分
釧路地方裁判所

**平成２３年（フ）第２７４号**
北海道川上郡標茶町麻生８丁目22番地
債務者　東　　美香（旧姓斉藤・尾崎）
1　決定年月日時　平成23年10月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月12日まで
5　免責審尋期日　平成23年12月14日午前９時30分
釧路地方裁判所

## 破産手続終結

**平成２３年（フ）第１０３号**
兵庫県西宮市名次町４番31―302号
破産者　株式会社アグシス
1　決定年月日　平成23年10月13日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

**平成２２年（フ）第２０１号**
栃木県宇都宮市西原町3282番地１
破産者　栃木オイル株式会社
1　決定年月日　平成23年10月14日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

**平成２２年（フ）第８６１号**
栃木県宇都宮市末広２丁目２番２号　関原市営住宅２号棟602号室、前住所栃木県宇都宮市南町５番51号
破産者　水楢はるみ（旧姓星野）
1　決定年月日　平成23年10月14日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

**平成２３年（フ）第１１４号**
栃木県矢板市扇町１丁目10番44号
破産者　和氣　　淳
1　決定年月日　平成23年10月14日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

**平成２１年（フ）第２８９号**
兵庫県姫路市元塩町６番地
破産者　株式会社ミヤケ
1　決定年月日　平成23年10月14日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
神戸地方裁判所姫路支部